

一人一人が備えてこ！
防災力UP！鳥羽
 総務課防災危機管理室 ☎(25) 1118
 vol.60

住まいの家具の

転倒防止対策は大丈夫ですか

過去の震災では、転倒した家具の下敷きとなり、犠牲になった方が多くいました。このような被害を少しでも軽減するためには、家具を固定しておくことが極めて有効です。また、屋外への避難経路の確保にもつながります。

家具転倒防止器具支給事業

高齢者や障がいのあるかたの住まいの安全対策として、地震が発生したときの家具転倒事故を防ぐため「家具転倒防止器具」を無料で支給します。

対象世帯

- 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯で、昨年度までに支給を受けていない世帯
- 70歳以上の高齢者のみの世帯
- 身体障害者手帳（1級・2級に限る）の交付を受けているかたの属する世帯
- 介護保険法の規定による要介護認定（要介護3以上）を受けているかたの属する世帯

支給器具の種類

- 次の器具を、合計3組まで支給します。
- L型金具（1組2個）
- ベルト式器具（1組2個）
- 突っ張り棒（1組2本）
- レール式金具（取り付け希望者限定）

申請方法

総務課防災危機管理室、市民課、保健福祉センターひだまり、各連絡所で申請書類の配付・受け付けします。
 ※申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

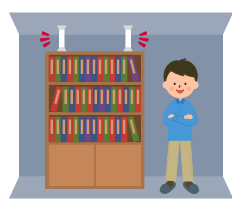
申込期限 6月29日(金)

器具イメージ写真



取り付け

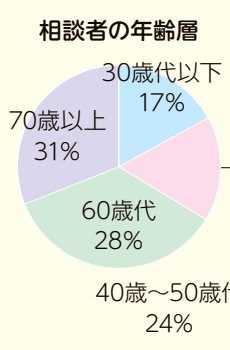
申請に基づき事前調査を行い、市職員またはボランティアなどの協力を得て、取り付けを行います。ただし、取り付けできない場合もあります。訪問する日程については、電話などで連絡調整します。（9月・10月ごろ訪問予定）



消費者トラブルにご用心! vol.28
 消費生活相談
 開設日時：月・水・金 午前9時～午後4時
 場所：市民文化会館3階
 農水商工課商工労政係 ☎(25) 1156
 鳥羽市消費生活相談室 ☎(25) 1241

平成29年度の相談結果を報告します

平成29年4月～平成30年3月の一年間に市民のみなさんから寄せられた相談を集計しました。相談者の年齢層の比率は、次のとおりです。



60歳以上のかたの相談が約60%を占め（前年度は約50%）、高齢者の被害が拡大している現状がうかがえます。また、20歳代以下の若者の相談も寄せられており、消費者トラブルは全年齢に広がっています。

相談内容はインターネット通販、電話勧誘販売、店頭販売、各種架空請求などで、現在最も多い相談はハガキによる

る架空請求です。増加するハガキによる架空請求
 鳥羽市に寄せられる相談の18%を占めていたのは「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からの最終通知書と書かれたハガキです。このようなハガキが届いても、記載されている電話番号には絶対に連絡せず、無視してください。電話を掛けると相手に番号を知られてしまい、繰り返しお金を要求される恐れがあります。

そのほかの相談傾向

注文した商品が届かない、業者との連絡がつかないなど、インターネット通販に関するトラブルや、フィッシング詐欺に関する相談など、詐欺的な内容の相談が多く寄せられました。
契約は慌てずに
 一度契約を結ぶと、内容に関わらず効力が発生します。内容をきちんと理解せずに契約するのはトラブルのもとです。契約の際には、双方の解釈の違いを無くすことを心掛けましょう。契約などで困ったときは、消費生活相談室へ気軽に相談してください。